

「DX コミュニケータ事業」業務委託に係る企画提案競技（企画コンペ方式）

募集要領

令和 6 年度に実施する「DX コミュニケータ事業」（以下「本業務」という。）に係る委託先事業者の選定にあたり、この要領に基づき企画提案競技（企画コンペ方式）の募集を行う。

第1 委託業務の概要

別紙「『 DX コミュニケータ事業』業務委託仕様書」のとおり。

なお、本事業は以下の成果目標達成を目指して事業を実施することとする。

本事業は第1区、第2区、第3区で3本の枠を設け、各々毎に受託者を審査・選考することから、申し込みの際にいずれの区に応募するのか選択すること。なお、同一の提案によって、複数の区を選択することも可能とする。

- ・ 第1区 490 社以上（佐賀市、鳥栖市、神埼市、基山町、みやき町、吉野ヶ里町、上峰町）
- ・ 第2区 250 社以上（唐津市、伊万里市、玄海町、有田町）
- ・ 第3区 260 社以上（多久市、小城市、武雄市、嬉野市、鹿島市、江北町、大町町、白石町、太良町）

第2 委託期間

契約締結の日から令和 7 年 2 月 28 日まで

第3 委託契約額の上限

第1区 7,555 千円、第2区 3,961 千円、第3区 3,969 千円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

第4 参加の形態及び資格要件

企画提案競技（企画コンペ方式）に参加する者は、単独又は共同提案によるものとし、単独提案の場合は次の（1）、共同提案の場合は（2）の資格要件を全て満たすこととする。なお、共同事業体と契約を行う場合は、共同事業体の全てを一括して契約の相手方とし、契約に関する責任は共同事業体の構成員全てが負うこととする。

また、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

（1）単独提案の場合

- ① 県内企業（県内に本店を有する者、県内に支店等を有し、県内従業員比率が 50%以上の者又は県内従業員数が 50 人以上の者、誘致企業、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第4項に規定する「障害者就労施設等」（県内に所在する者に限る））であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- ③ 佐賀県発注の契約に係る指名停止処置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の

申立てがなされている者でないこと（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。

- ⑤ 審査会の日の6か月前から現在までの間、金融機関等において不渡りした者でないこと。
- ⑥ 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。及び次のイ及びウに掲げるものが、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ⑦ 令和6年2月26日（月）に開催する説明会に参加した者であること。
- ⑧ 共同事業体の構成員でないこと。

（2）共同提案の場合

- ① 必ず代表者（幹事者）又は代表となる団体等を定めること。
- ② 構成員のいずれかが（1）の①の要件を満たすこと。
- ③ すべての構成員は、（1）の②～⑥の要件を満たすこと。
- ④ すべての構成員は、他の共同事業体の構成員でないこと。また、単独で提案を行っていないこと。
- ⑤ 構成員のいずれかが、（1）の⑦の要件を満たすこと。

第5 提出書類等

1 提出する書類（PDF形式）及び提出期限

（1）参加資格審査関係書類（各1部） 令和6年3月1日（金）12時必着

- ① 参加申込書（単独提案：様式1-1、共同提案：様式1-2）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 会社概要（任意様式） ※法人の概要がわかるパンフレット等
- ④ 業務実績書（様式3）
- ⑤ 共同事業体に係る協定書の写し（任意様式、共同提案の場合のみ）

（2）参加資格の確認結果は、令和6年3月8日（金）までに通知する。

（3）企画関係書類（各1部） 令和6年3月14日（木）12時必着

① 企画提案書

ア 様式

A4サイズで、任意様式とする。

ページ番号は表紙及び目次を除いて通し番号とし、各ページの下部に記載すること。

イ 盛り込むべき内容

a 別紙「『DXコミュニケーション事業』業務委託仕様書」中の「第2 業務内容」に示す項目を参考に、業務の具体的な内容やスケジュール、事業の実施体制（再委託を行う場合は主な再委託先）など、提案する内容とそれに付随する事項をすべて盛り込み記載すること。

b 別紙「『DXコミュニケーション事業』業務委託仕様書」中の「第2 業務内容」における、「（1）事業の企画・支援・管理業務」の訪問計画について

ては、エリア・業種毎の訪問数がわかる事業計画の概要と、その実施体制、管理・運用方法、また、管理に活用するツール等、わかるように記載すること。さらに、達成目標として佐賀県産業スマート化センター（以下「スマート化センター」という。）への誘引によるスマート化センターの利用事業者数を設定すること。なお、スマート化センターの利用には、当センターが運営するセミナーへの参加、ショールームの見学、DXに関する相談等を含む。

c 別紙「『DX コミュニケータ事業』業務委託仕様書」中の「第2 業務内容」における、「(1) 事業の企画・支援・管理業務」の訪問先で使用するコンテンツ、スマート化センターへの誘引の手法等わかるように記載すること。なお選択した区に応じたコンテンツや推進方法がある場合にはその内容明記すること。

② 実施体制図

ア 様式

任意様式とする。

イ 盛り込むべき内容

以下のとおり、本業務を履行する体制などについて記載すること。

- ・ 本事業の運営責任者、訪問業務の運営、スマート化センターとの連携、その他業務等の実施体制
- ・ 応募者及び共同提案者が有する関連業務の実績
- ・ 主な再委託先や委託業務遂行上のパートナーなどとの関係図等

③ 費用積算内訳書

ア 様式

A4サイズで、任意様式とする。他の提出書類とは別冊とすること。

佐賀県産業DX・スタートアップ総括監宛てとし、企画提案者の商号又は名称、代表者職氏名を記載すること。

イ 盛り込むべき内容

次に例示する内容を参考とし、本業務の履行に要する経費をすべて盛り込んで委託契約額の上限の範囲内で見積もること。

なお、複数地区を選択する場合は地区毎に見積もること。

a 人件費（給与及び社会保険料等）

b 管理運営に要する経費

- ・ 電話料（電話機賃借料含む、インターネット電話等により整備すること）

- ・ 施設内備品の賃借料、購入費（パソコン、プリンター、机、イス等。レイアウト変更が必要な場合は変更に要する経費を含む。）

- ・ 図書、雑誌、資料等購入費

- ・ 物品の修理が発生した場合の費用

- ・ インターネットの利用に関する経費（プロバイダ利用料、光通信利用料等）

- ・ 広報に要する経費

- ・ コピー料金

- ・ 封筒、名刺、施設案内等作成費購入費

- ・ その他必要な旅費、通信運搬費、消耗品購入費、賃借料、委託料等

c 利用者に対するサービス提供に要する経費

提供するサービス毎に必要な経費を記載すること。

- d その他、本業務の履行に要する経費
 - ・ 一般管理費
 - ・ 損害保険料
 - ・ その他必要な通信運搬費、消耗品購入費、賃借料、委託料等
- e 消費税及び地方消費税相当額

2 提出方法及び提出先

(1) 提出方法

メールもしくは任意のファイル共有サービス

(2) 提出先

〒840-8570

佐賀県佐賀市城内 1 丁目 1 番 59 号

佐賀県産業労働部産業 DX・スタートアップ推進グループ 担当者：井原

3 留意事項

- (1) 提案書等は提案者 1 者につき 1 提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しないものとする。
- (2) 企画提案書の受領後、佐賀県産業 DX・スタートアップ推進グループが必要であると判断した場合には、補足資料等の提出を求めることがある。
- (3) 委託契約額の上限を超える提案書等は、無効とする。

第6 企画提案競技（企画コンペ方式）に係るスケジュールと内容

(1) 公募要領の公表

令和 6 年 2 月 15 日（水）に佐賀県のホームページで公表する。

(2) 説明会の開催

日時：令和 6 年 2 月 26 日（月）14:00～15:00

場所：WEB 開催（参加者にのみ説明会の URL を送付）

- ・ 令和 6 年 2 月 22 日（木）12:00 までにメールで申し込みこと。
- ・ 説明会への出席を、応募要件とする。
- ・ 説明会への出席方法については申し込み後にメールにて案内を行う。

(3) 書類の提出

「第5 提出書類等」のとおり。

(4) 企画提案競技（企画コンペ方式）の開催

ア 委託先の選定

企画提案競技（企画コンペ方式）のプレゼンテーションを、令和 6 年 3 月 22 日（金）に実施する。

プレゼンテーションの内容と、企画提案書の内容を総合的に審査し、最も優秀な提案を行ったものを選定する。

なお、プレゼンテーションの時間、場所は参加者に別途通知する。

イ 選定基準

企画提案の審査は、別に定める基準に基づき審査する。

ウ 結果通知日

令和 6 年 3 月 29 日（金）を予定。

エ 通知方法

審査結果は、文書（PDF）によりすべての参加者に通知する。電話等による問合せには、一切応じない。

オ その他

プレゼンテーション方法については、特に指定はないが、PowerPoint 等を用い

て実施したい場合は、県においてパソコン、プロジェクター及びスクリーンを準備するため、事前に連絡すること。なお、リモートで参加する場合に必要な対応は、提案者において行うこと。

第7 業務の委託契約

- (1) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続きを行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。
- (2) 契約の相手方は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、佐賀県財務規則第 115 条第 3 項の 1 号、4 号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。
また、委託費については事業終了後、請求により支払うものとするが、前金払（委託費の 30% 以内を上限とする。）も可能とする。

第8 契約の締結

令和 6 年 4 月 30 日（火）（予定）

第9 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限内に提出されなかった場合
- (2) 企画提案書の内容に虚偽の記載がある場合
- (3) 企画提案書の提出後に本実施要領「第4 参加資格要件」に定める要件を満たさなくなった場合
- (4) 他の参加者の協力者となった場合
- (5) その他、本募集要領に定める手続き、方法等を遵守しない場合

第10 その他留意事項

- (1) 佐賀県産業スマート化センターの見学を希望する場合には、あらかじめ佐賀県産業 DX ・ スタートアップ推進グループ又は佐賀県産業スマート化センターに連絡し、見学日時の指定を受けること。
- (2) 企画書の作成に要した費用、その他参加に要した経費については参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は選定作業等、必要な範囲において複製することがある。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 企画に際して、委託先として採用されることもある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。
- (6) 企画提案競技（企画コンペ方式）に関する問い合わせは電話・メールで受け付ける。
また、質問応答の内容は、必要に応じて参加者全員に周知する。
- (7) 令和 6 年 2 月定例議会において、令和 6 年度佐賀県一般会計予算が議決されなかつた場合にあっては、本業務の委託手続きについて中止の措置を行うものとする。
なお、議会の議決が得られなかつた場合及び否決された場合においても、本業務に係る準備のために要した費用については、一切補償しないものとする。

第11 担当課（書類の提出先及び問い合わせ先）

佐賀県産業労働部産業 DX ・ スタートアップ推進グループ 担当者：井原

所在地 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号

電話：0952-25-7586

MAIL : innovation@pref.saga.lg.jp